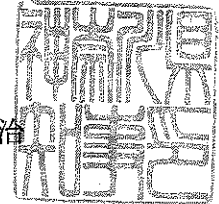


水第1965号  
令和5年1月18日

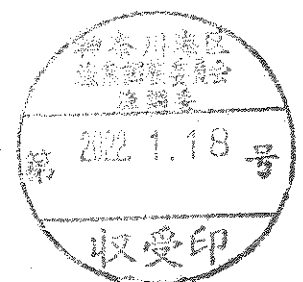
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に  
関する省令第70条第2号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項、同条第2項に規定する許可又は起業の  
認可を申請すべき期間及び同第16条第2項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機 関の馬 力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
だんべい きさご、 はまぐ り、ばか がい、さ とうがい を目的と する手繰 第3種漁 業	2	15 トンの 未満の 申請の あった 総トン 数	定めな し	共第14号共同漁業権の 漁場の区域のうち、中郡 大磯町と同郡二宮町と の境界線と最大高潮時 海岸線との交点から真 方位164度28分の線以 東の海面	1月1日 から12 月31日 まで	中郡大磯町に漁業 根拠地※を有し、 かつ、だんべいき さご、はまぐり、ば かがい、さとうが いを目的とする手 繰第3種漁業を営 むことについて、 共第14号共同漁 業権の漁場の区域 において当該漁業 権の漁業権者の受 忍を受けている者	なし	令和5年 2月1日 から同月 28日ま で	令和5年 3月6日 から令和 8年6月 25日まで
	1								令和5年 3月7日 から令和 8年6月 25日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。